

◇悪臭に関する規制基準一覧表

区域の区分	用途地域等	敷地境界線上 (1号基準)	気体排出口 (2号基準)	排出水 (3号基準)
一種地域	住専	臭気指数 10	悪臭防止法施行 規則第6条の2 に定める方法に より算出した臭 気指数	臭気指数 26
	住居			
二種地域	近商	臭気指数 15		臭気指数 31
	商業			
	準工			
	工業			
	工専			
その他※				

※農業振興地域は規制対象外です。

- ・ 住専・・・第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
- ・ 住居・・・第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
- ・ 近商・・・近隣商業地域
- ・ 商業・・・商業地域
- ・ 準工・・・準工業地域
- ・ 工業・・・工業地域
- ・ 工専・・・工業専用地域
- ・ その他・・・用途地域として定められた区域以外の地域
(海老名市では市街化調整区域)